

## 2023年群馬県人事委員会勧告

### 1 人事委員会勧告とは？

群馬県人事委員会は10月10日、県職員の給与改定についての勧告・報告を、知事と県議会議長に対して行いました。対象となるのは19,875人（平均年齢42.3歳）で、うち高校教育職は3,198人（平均年齢45.0歳）と、全体の16.1%を占めています。この制度は、地方公務員の労働基本権制約の代償措置として、県内民間企業の標準と同レベルの賃金・労働条件を保障しようとするものです。

### 2 月例給・ボーナスともに2年連続で引き上げ

2年連続で月例給・ボーナスともに引き上げ勧告となりました。組合との交渉が妥結すれば・・・

- ① **月例給** 高卒初任 1.2万円、大卒初任 1.07万円が最も上げ幅が大きく、再任用職員千円も含めて4月に遡って昇給し、12月末に差額が支給されます。
- ② **ボーナス** 4.4月→4.5月に引き上げ。6月に2.2月分が支給されているため、12月は2.3月分が支給されます（来年は夏冬とも2.25月分支給予定）。再任用も2.35月と0.05月分引き上げられ、6月に1.15月分が支給されているため、12月は1.2月分が支給されます。

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
月例給勧告率	0.08%	勧告なし	勧告なし	0.17%	0.78%
ボーナス月数	4.50月	4.45月	4.30月	4.40月	4.50月
平均年間給与増減額	+2.4万円	-2.0万円	-5.8万円	+4.9万円	+8.7万円

### 3 今後の交渉

群馬県職員組合連合会（県職労・県教組・企業局労組とわれわれ高教組の4つで組織）では10月12日に知事宛要求書を提出し、県当局との交渉に臨みます。要求の主な内容は以下のとおりです。

- ・55歳を超える職員への昇給抑制を廃止し、すべての在職者が定年まで定期的に昇給できるように給料表の号給を延長すること。
- ・教職員給与については、教特法・人材確保法の趣旨を踏まえ、勤務実態に応じた適切な水準とすること。また、勤務実態を踏まえ諸手当を増額すること。
- ・時間単位で取得できる休暇について、15分単位での利用を認めること。
- ・再任用職員・会計年度任用職員・臨時的任用教職員の待遇について、同一労働・同一賃金の考え方から、正規職員との較差是正、処遇改善を図ること。

\*高教組単独でも教育長宛要求書を提出し、県教委との交渉に併行して取り組みます。

### 4 交渉日程

【県当局 VS 県職連】10/25 第1回交渉→11/2 第2回交渉→11/13 第3回交渉→副知事交渉

【県教委 VS 高教組】10/26 第1回交渉→11/10 第2回交渉→11/21 最終予備交渉→11/22 第3回交渉

県庁は管理職以外ほとんどが県職労組合員であり、交渉が県庁で行われるため経過や結果がすぐに共有されます。学校現場ではわかりにくいかもしれませんが、組合のニュースや事務室からのお知らせで妥結内容を確認してください。組合への応援や加入もよろしくお願いします。

**給与・ボーナスについて、みなさんの率直な声をお寄せください。**

右のQRコードから、ご意見フォームにつながります。→  
みなさんのご意見を秋の確定交渉に活かしていきます。

